

家庭における新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

（令和2年2月28日時点）

令和2年2月28日付け文部科学省の通知により新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、全国すべての公立小中高校及び特別支援学校を一斉臨時休業することを受け、当面春季休業日までの間、全ての県立学校において臨時休業することになりました。

保護者の皆様におかれましては、以下の点について、十分御留意いただき、対応に御理解・御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 臨時休業の期間について

令和2年3月2日（月）から3月24日（火）まで

2 学校との連絡体制について

今後の新たな情報を迅速かつ正確にお知らせするため、学校のホームページ上での情報発信及びメールや電話連絡等による連絡を行いますので、常に御確認ください。

3 学習評価について

今回の臨時休業により、学年末考査は実施しません。成績処理については、これまでの評価を総合的に判断し、生徒の不利にならないように評価します。成績の連絡方法については、終業式の実施如何に関わらず、郵送する予定です。

4 感染拡大を防止するための対応策について

- (1) 臨時休業中は、不要不急の外出は避け、お子様が御自宅で過ごすようお願いいたします。朝・夜、お子様の検温をしていただくとともに、別紙「健康観察表」を活用し、継続的に健康状態を確認していただき、もし、37.5度以上の発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、十分睡眠をとって身体の抵抗力を回復できるようにしてください。

また、家族等居住を共にする方が感染者となった場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から14日間は、他者への感染防止のため、外出を控えてください。もしも、お子様が感染した場合は、速やかに学校まで御連絡ください。

- (2) お子様に37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、また、強いだるさや息苦しさがある場合に、次のところに御相談ください。

一般電話相談窓口

【コールセンター・24時間：電話 0120-109410（フリーダイヤル）】

帰国者・接触者相談センター

【徳島保健所：電話 088-602-8907（8:30～17:15）】

- (3) 臨時休業中の御家庭の生活の中でも、引き続き、感染予防のために有効な手段である、こまめな手洗い、咳エチケット、手指のアルコール消毒、十分な換気等について、御指導いただき、自らを感染から守るための基本的な備えができますようお願いいたします。

5 臨時休業中の生活について

^臨時休業中のお子様の生活について、次のことをご家庭でご指導をお願いします。

- (1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を理解し、人の集まる場所への外出を避け、基本的に自宅で過ごす。
- (2) 生活のリズムを崩さないようにし、計画的に学習に取り組み、家事手伝いを積極的に行う。
- (3) 臨時休業中の学習については、別紙「学習の記録」を用いて、「基本ドリル一般常識&SPI」または「一般常識基本ワーク」の課題を計画的に取り組む。
- (4) スマートフォンやタブレット端末等によるゲーム、SNSなどの長時間使用や不適切な使用をしない。(ネットいじめ、不適切な投稿、個人情報の無断掲載、ネットで知り合った人との面会などを絶対にしない。)
- (5) 知らない人からの電話や訪問については対応せず、家の人に知らせる。

6 その他

- (1) 状況が変わり次第、必要に応じて、学校からお知らせします。
- (2) 転出入を予定している御家庭は、学校までお知らせください。